



令和5年度人材確保緊急支援事業のお知らせ

北海道では、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、道内外の就労者及び道内事業所に対し支援を行っています。

◆ 給付条件

①事業所

北海道内に本店もしくは事業所を有する法人または個人の方で、条件を満たす者を一定期間以上雇用していること。※対象職種についてはWebサイトをご覧ください。

②就労者（令和5年12月4日から令和6年3月31日までの期間に次の条件を満たす方）

- ・北海道内に在住する方：労働時間が20時間/週以上、31日以上雇用見込があり、3週間につき10日以上勤務していること。
- ・北海道外に在住する方：3週間につき10日以上勤務していること。

◆ 給付額

①事業所：支援金10万円

※要件を満たす方の雇入れ数に制限はありませんが、事業所への支給は1回限りです。

②就労者：奨励金10万円（+移動費の実費上限10万円）

◆ 申請方法

メール申請（jinzaikakuho-winter@athuman.com）をしていただくか、申請書を下記へ送付してください。

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3-1-6 人材確保緊急支援事業事務局

◆ お問い合わせ先

専用コールセンター

受付時間 平日：午前10時30分～午後7時 / 土曜日：午前10時～午後5時

電話 050-3611-6664

思いやりやマナーを大切に安全運転を心がけましょう

3月は、新たに運転免許を取得したドライバーが多くなる時期です。

初心者マークのドライバーが安心して運転できるよう思いやりのある運転を心がけましょう。

また、雪解けとともに、運転速度が上がりがちになりますが、日中は暖かく乾いた路面も、早朝や夕暮れには凍結するなど、寒暖の差により、路面状況はめまぐるしく変化しますので、スピードをコントロールして安全運転を心掛けてください。

ドライバーだけでなく、同乗者や歩行者なども含め、一人ひとりがルールを守り、マナーや思いやりを持った運転や行動を実践し、交通事故を防ぎましょう。

<ドライバー、同乗者の皆さんへ>

- 橋の上や日陰となっている場所、トンネル内などで黒っぽく見える部分は路面が凍結している恐れがあります。気温が低くなる早朝や夕方に走行する場合は特に注意しましょう。
- 飲酒運転は重大な犯罪です。運転者が飲酒をしたことを知っていながら車に同乗することも犯罪になりますので、周りの皆さんも運転者が飲酒することのないよう注意しましょう。
- シートベルトはもしものときの命綱です。「近所だから」や「慣れている道だから」と油断せず、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆ 日程 3月13日(水) 27日(水)
4月 3日(水)
- ◆ 会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

<予備自衛官補(一般)>

18歳以上52歳未満の者

<予備自衛官補(技能)>

18歳以上で国家免許資格等を有する者

<一般曹候補生(第1回)>

採用予定月の1日現在で、18歳以上
33歳未満の者

◆ 受付期日及び試験期日

募集種目	受付期間	試験期日
予備自衛官補	一般	4月4日(木)まで 4月6日(土)~21日(日)の いずれか指定する1日
	技能	
一般曹候補生(第1回)	5月6日(月)まで	5月17日(金)~26日(日)の いずれか指定する1日

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

自動車税の 住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

令和6年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

◆ 登録手続きが必要な場合

- ・住所が変更になったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

変更登録などが間に合わない場合は、札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>)から自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

電話 011-746-1190

石綿による疾病の 労災補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などで亡くなられた方が、過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性がありますので、最寄りの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課

電話 011-709-2311

財務専門官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの者
- (2) 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②短大又は高専を卒業した者及び令和7年3月までに短大又は高専を卒業する見込みの者

◆ 受験申込受付期間

3月25日(月)まで

◆ 第1次試験日

5月26日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

財務省北海道財務局人事課人事係
電話 011-709-2311 (内線: 4252)

国税専門官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの者
- (2) 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学(短大を除く)を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆ 受験申込受付期間

3月25日(月)まで

◆ 第1次試験日

5月26日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

札幌国税局人事第2課
電話 011-231-5011 (内線 2315)

労働基準監督官採用試験のお知らせ

◆ 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの者
- (2) 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学(短大を除く)を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆ 受験申込受付期間

3月25日(月)まで

◆ 第1次試験日

5月26日(日)

◆ 受験申込方法

インターネット(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課人事第一係
電話 011-709-2311 (内線: 3508)

★わかめナムル★

～もう一品欲しい時にすぐ出来ます～

1人分のエネルギー 55kcal

<材料 (3人分)>

わかめ(乾燥)・・・10g

にんじん・・・120g

<A>

オイスターソース・・・大さじ1

醤油・・・大さじ1/2

酢・・・大さじ1/2

ごま油・・・大さじ1/2

白ごま・・・大さじ1/2



<作り方>

- ①わかめはたっぷりの水で戻す。にんじんは千切りにして耐熱容器に入れ、電子レンジ(600W)で1分加熱する。
- ②ボウルに<A>を入れて混ぜ合わせ、水気を切ったわかめとにんじんを加えて和える。

生活習慣病の予防やダイエットのために摂取が勧められるものとして、「野菜」を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。もちろん正解ですが、野菜と同じく、低カロリーで食物繊維やカリウムが豊富な食材として、「海藻類」(わかめ、昆布、ひじきなど)が挙げられます。乾燥品を常備しておく、汁物やサラダにプラスしやすいのでお勧めです。野菜と異なる点として海藻類は、塩分を含むため、摂り過ぎにはご注意ください。

遺言書を法務局でお預かりします

法務局では、ご自身で書いた大切な遺言書をお預かりする自筆証書遺言書保管制度を取り扱っています。この制度を利用すると、法務局で遺言書を厳重に保管するので、紛失や改ざんのおそれはありません。また、遺言者本人が死亡した後、家庭裁判所での検認手続が不要であるほか、遺言者があらかじめ指定した方に、法務局で遺言書を保管していることを通知することができます。

函館地方法務局では、ご自身で遺言書を作成し、法務局へ預けることを検討されている方へのお手伝いとして、「自筆証書遺言書作成キット」、「自筆証書遺言書の用紙例」、「自筆証書遺言書の文例集(付言事項付き)」を作成しました。

詳しくは下記へお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

函館地方法務局供託課
電話 0138-23-9538



函館地方法務局
ホームページ



イメージキャラクター
遺言書ほかんガル